

社会福祉法人皆成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆成会の定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営規程細則第7条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、報酬総額が年間100万円を超えない範囲で、<別表>により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、<別表>により費用弁償費を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会に出席に係る報酬及び費用弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、<別表>により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、<別表>により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、<別表>により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出席する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	<別表>	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算払い、出張終了後

精算することができる。

(兼務役員)

第6条 以上規程は、法人・施設常勤職員は対象としない。

附則

この規程は、平成29年6月21日より適用する。

<別 表>

名 称	報 酬(日額)	費用弁償(日額)	備 考
理事長	7.000 円	3.000 円	理事会、評議員会、その他の会議への出席。月次試算表等の点検等。外部監査の立ち合い。 ただし、法人・施設常勤職員は除く。
副理事長	4.000 円	3.000 円	理事会、評議員会、その他の会議への出席。外部監査の立ち合い。ただし、法人・施設常勤職員は除く。
理事	3.000 円	3.000 円	理事会、評議員会、その他の会議への出席。外部監査の立ち合い。ただし、法人・施設常勤職員は除く。
監事	3.000 円	3.000 円	理事会、評議員会、その他の会議への出席。年二回の内部監査。外部監査の立ち合い。
苦情解決第三者委員	無報酬	3.000 円	苦情解決(委員会)、苦情解決等の研修会への出席。
評議員	無報酬	3.000 円	評議員会、その他の会議への出席。
内部監査委員	無報酬	3.000 円	試算表等の内部監査。
評議員選任・解任委員	無報酬	3.000 円	評議員選任・解任委員会、理事会、評議員会、その他の会議への出席。 ただし、法人・施設常勤職員は除く。